



川薩地区1市4町4村

川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町  
里 村・上郷村・下郷村・鹿島村

# 法定合併協議会だより

2003  
第2号  
平成 15年8月発行

発行責任者：川薩地区法定合併協議会／会長 森 卓 朗／編集：川薩地区法定合併協議会事務局 川内市神田町3番22号  
TEL.0996-23-5111 FAX.0996-22-6295 E-mail info@sensatu-gappei.kagosima.jp ホームページアドレス http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp/

## 新市まちづくり計画原案を提案



8月12日

地方税の取扱いや

障害者福祉事業の調整方針案も

第3回川薩地区法定合併協議会を開催



樋脇町で開かれた川薩地区法定合併協議会の第3回会議

新市まちづくり計画原案への「ご意見をお聞かせください」

新市まちづくり計画原案とその概要版は、関係市町村役場の合併担当窓口のほか、川薩地区法定合併協議会のホームページでもご覧いただけます。原案に対する住民の皆様のご意見をお寄せください。

川薩地区法定合併協議会の第三回会議は八月十二日、樋脇町内で開かれました。

協議では、新市名称の公募方法等、新市名称候補選定基準等の二件を承認。新市まちづくり計画原案のほか、地方税の取扱い、補助金・交付金等の取扱い、障害者福祉事業、高齢者福祉事業についての調整方針案四件が提案されました。

調整方針案四件は各市町村に持ち帰って協議した後、九月二十五日開催予定の第六回法定協会で審議されます。新市まちづくり計画原案は、八月十七日から九月十三日まで関係九市町村内五十二会場に住民を対象に開催される「まちづくり広聴会」等での意見交換、法定協での審議等を経て修正、県知事協議の後、十二月二十四日開催の第十一回法定協での計画決定を予定しています。

会議の冒頭、森卓朗会長は「昨日（八月十一日）、川内港に新幹線車両が陸揚げされました。九月下旬から試運転が始まり、さっそうと走る姿は、新市を目指してこれから合併しようとする地域に元氣と夢をもたらしてくれそうです。関係市町村一体となり、新幹線を大いに利活用したい。」と語りました。

# 新市まちづくり計画原案の概要

## 新市まちづくり計画とは

市町村の合併の特例に関する法律に基づき、1市4町4村の合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画を実現することにより、関係市町村の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図ろうとするものです。

計画の構成は、新市を建設していくための「基本方針」及びこれを実現するための「基本計画」「まちづくり事業計画」「公共施設の基本的考え方」などを中心として構成されています。計画の期間は、合併年度（平成16年10月12日の目標）及びその後の10年間（平成26年度）です。

※まちづくり計画原案は、8月17日から9月13日まで関係市町村52会場で住民の皆様を対象に開催の「まちづくり広聴会」、関係市町村から推薦された住民45人による「まちづくりフォーラム」、関係市町村議会、法定合併協議会などでの意見交換、審議を経て修正し、県知事協議を経て今年12月の協議会で計画決定する予定となっています。

## 1 まちづくりの課題と合併の必要性

### ①地方分権

平成12年4月「地方分権一括法」の施行に伴い、自治体による政策判断、政策遂行における役割と自己責任能力の重要性、地域住民の自己決定権の拡充が求められています。合併によって地方分権に対する適切な受皿づくり（財政基盤強化・行政機構強化）を進め、組織自体の強化を図る必要があります。

### ②少子・高齢化

新市の高齢化率は24.3%と本県平均（22.6%）より高く、少子化の傾向も強まり、若年層の働き手の減少により経済活力が低下。市税等の収入減・支出増によりこれらの財源の悪化、福祉関連事業への行政負担増大、地区コミュニティ活動の衰退などが課題となっています。このため効率的な行財政運営とともに、市民が地域や新市の活動に取り組む体制づくり、若年層の定着、都市間競争に勝ち残るための戦略的な対応を図る必要があります。

### ③地方拠点都市としての将来

新市は県土の均衡ある発展のため中核的な役割を担っており、九州新幹線や南九州西回り自動車道インターチェンジの供用開始による新市への社会的・経済的インパクト、交流人口の増大、通勤圏の拡大などが期待されます。

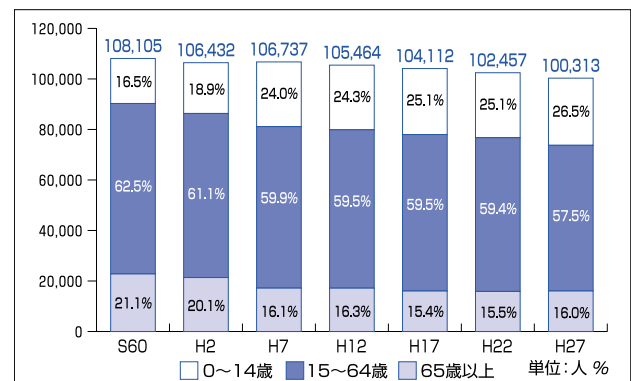
自然・伝統・文化などの地域資源を活かしながら都市規模の拡大による相乗効果を導き出し、市民や市内の事業者の活力を生み出すとともに、合併による行財政の効率性の向上を文化的活動や福祉活動に還元し、市民生活を一層暮らしやすくする必要があります。

### ④広域行政

日常生活圏の拡大や地方分権の推進を踏まえて、周辺自治体の実情に応じた役割分担と連携。協力体制の強化により、行政の効率化を進め、質の高い行政サービスの提供や地域特性を活かした個性ある圏域づくりを推進する必要があります。

## 2 新市の概況と主要指標

- 面積 683.39km<sup>2</sup>
- 人口 現状 105,464人（平成12年国勢調査）  
将来人口 102,457人（平成22年の推計）
- 産業別就業人口 第1次産業 9.3%（県計 12.0%）  
（平成12年国勢調査） 第2次産業 33.7%（ 24.2%）  
第3次産業 56.7%（ 63.5%）
- 新市生産額割合 第1次産業 1.7%（県計 4.8%）  
（平成11年度市町村所得推計報告書） 第2次産業 34.7%（ 24.1%）  
第3次産業 67.2%（ 74.9%）
- 人口1人当たり市民所得 2,355,779円（県平均 2,315,697円）  
（平成11年度市町村所得推計報告書）



### 3 新市まちづくりの基本方針

#### (1)新市まちづくりの基本理念

「地域力」が奏でる「都市力」の創出

それぞれの地域やコミュニティの特性を活かしながら10万人都市のポテンシャル(潜在力)を最大限に発揮し、これらのネットワークにより新しい価値を創造していきます。

<視点>

- 「地域力」を育み新しい地域創造をめざす
- 「都市力」を最大限に発揮する
- 市民参画によるまちづくりを進める
- 行財政運営の効率化を進める

#### (2)新市がめざす将来都市像

「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」

自然や歴史文化的な資源と人々の営みというような「地域力」を育てながら「都市力」を発揮する新しいまちづくりを実践する主体は市民です。「地域力」は、市民の一人ひとりが、あるいは地区コミュニティがお互いの信頼関係を築きながら共有できるビジョン(将来像)を描き、その実現に向かって協働し、南九州の拠点都市として、また県都鹿児島市の隣接都市として、新市の持つ「多彩な特性と基盤の蓄積」を最大限に活かし、それぞれのポテンシャル(潜在力)をさらに向上させるとともに、互いの連携を強くすることにより相乗効果を高め、自立性の高い都市をめざします。

#### (3)新市まちづくりの基本方針

新市における速やかな一体化を促進し、地域の発展と市民福祉の向上を図るとともに、南九州の拠点都市としてふさわしいまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るために、7つの分野の基本方針を定めます。

- ①コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり(コミュニティ)
- ②健康でともに支え合うまちづくり(保健福祉)
- ③地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり(教育文化)
- ④誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり(生活環境)
- ⑤地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり(産業振興)
- ⑥都市力を創生するまちづくり(社会基盤)
- ⑦みんなで進める市民参画のまちづくり(市民参画)

#### (4)新市の都市構造

##### ●ゾーンごとの振興方向

- 都市ゾーン 「にぎわいと活力に満ちた、風格ある市街地の形成」
- 田園文化ゾーン 「水と緑に抱かれた、美しく趣のある田園地帯の形成」
- 海洋ゾーン 「水産業の安定的な発展と海洋性の観光レクリエーションゾーンの形成」

##### ●交流・連携軸

- 九州西岸軸(南九州西回り自動車道・国道3号・国道328号・九州新幹線・肥薩おれんじ鉄道)
- 新市東西軸(甑島交流ライン・川内川連携ライン・空港アクセスライン・アジア交流ライン)
- 地域交流軸(川内樋脇連携ライン・川内入来祁答院連携ライン・東郷樋脇連携ライン・東郷樋脇入来連携ライン・甑島縦貫ライン)

##### ●土地利用の基本的な考え方

新市においては将来のまちづくりを見据え、総合的・長期的な観点から土地利用を図ります。

### 4 公共施設の基本的な考え方

公共施設の整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう既存施設の有効利用を図りつつ、これまでの実績を踏まえ、地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、財政事情を考慮したうえで計画的に進めていくことを基本とします。

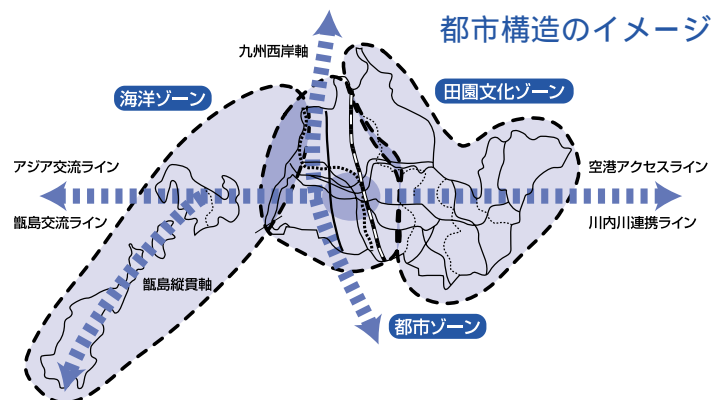
公共施設の整備・管理について、管理公社への委託や民間事業者やボランティア、各種団体との連携を図りながらの民間活力の積極的な導入を図るとともに、PFIの導入について研究を行います。

「本庁」については、新庁舎建設までの間は合併前の川内市役所とし、従前の関係各町村役場は、各種窓口業務機能だけでなく従来の町村役場とほぼ同等の機能を有する総合的な業務を行う「支所」として、市民サービスの向上を図るよう必要な機能の整備・充実を図ります。

なお、合併前の祁答院町黒木支所、蘭牟田支所、樋脇町市比野出張所は「出張所」となります。

将来の新庁舎の建設については、新市成立後、交通の事情、他の官公署との関係など、住民の利便性を考慮し、研究するものとします。

※ PFI とは、これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法。



## 5 新市一体化躍動プラン

まちづくりの7つの「基本方針」に基づき、将来都市像の実現と新市の9地域の速やかな一体化に向けた施策を「新市一体化躍動プラン」として定め、重点的かつ戦略的に組みます。このプランは「基本方針」の7つの分野体系を横断した3つのプロジェクトからなります。

### 1. 「地域力」再生プロジェクト

#### ①地区コミュニティ主体の地域づくり

市民が主体となった地区づくりを促進するために、従来の地区（地区・小学校区）における連絡協議会などの機能を見直し、より充実した横断的な組織体制をめざした「地区コミュニティ協議会制度」を導入します。また、地区単位での課題や問題点を話し合いながら「地区振興計画」の自主的な策定を促進し、その課題解決のための施策・事業を実施することにより地区コミュニティ機能の活性化を図ります。

#### ②地域を支える人を育てるまちづくり

生涯学習の推進、男女共同参画社会の形成、地域特性を活かした学校教育の推進など。

#### ③地域文化を大切にすまちづくり

文化財及び伝統芸能等の保存・継承、文化的施設の整備・利用促進。

#### ④地域が健やかで安心して暮らせるまちづくり

救急医療・消防防災体制、福祉サービス体制の充実強化、環境対策の充実など。

### 2. 「都市力」創造プロジェクト

#### ①利便性の高い都市づくり

中心市街地の活性化、定住ネットワークの形成、道路・交通ネットワークの形成、情報通信基盤の整備推進など。

#### ②交流拠点を活かしたまちづくり

川内駅周辺の整備促進、南九州西回り自動車道インターチェンジ周辺の整備推進、中国・韓国・東南アジアとの定期航路の開設、港湾機能の強化、公園・緑地・河川空間の整備推進など。

### 3. 「交流活力」創生プロジェクト

#### ①産業活力を導くまちづくり

新市内事業者の利用促進と新市内における新しい流通体制の構築により、新市内で生産されたものを新市内で消費するという、顔の見える「産地地消」の取組みを進めます。これまでの農畜産物、加工特産品等の個別ブランドを基に相乗効果による総合的な新市ブランドを形成し、PRすることでブランド力の底上げと市民や地場産業の新市に対するの求心力を高めます。

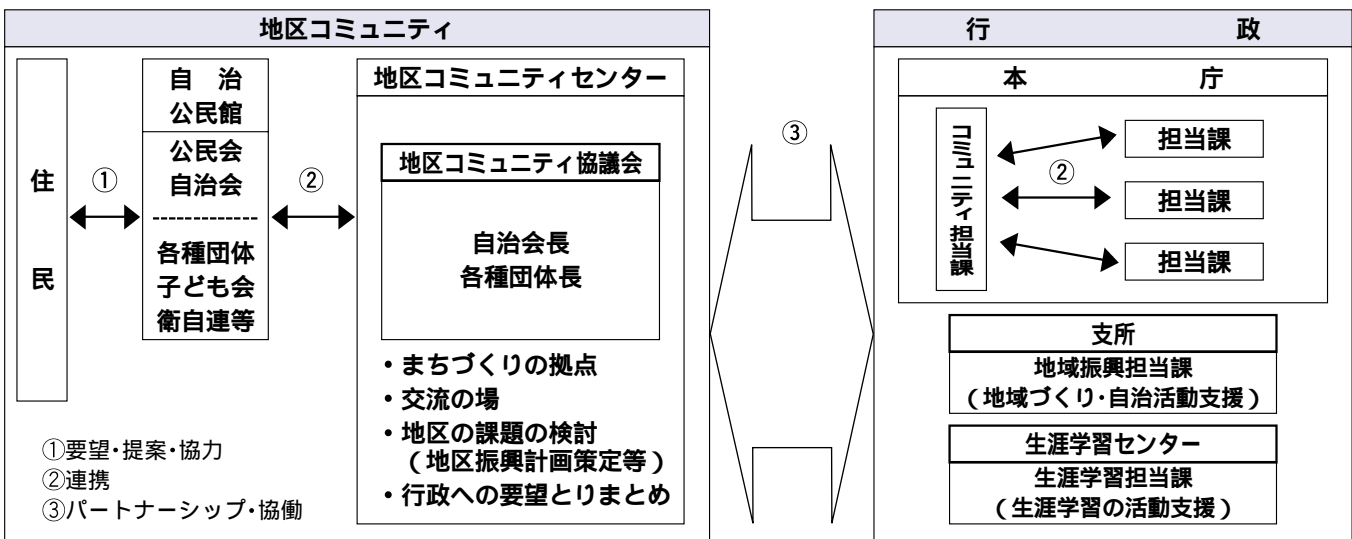
#### ②市域内の連携が盛んなまちづくり

スポーツ交流、地域や地区コミュニティ間の交流事業の推進、小中学校間の交流推進。

#### ③市域外との交流が盛んなまちづくり

九州新幹線等を活用した交流・体験型観光の推進、国際交流の推進。

## 《「地区コミュニティと行政の関係イメージ（案）》



※地区コミュニティ協議会は、各地区のあらゆる分野の活動を連携強化し、行政とのやり取りを行う窓口としての団体とし、これまでの地区・校区連絡協議会等の機能を更に充実した自治活動組織です。

※地区とは...現小学校区・地区のエリアのこと。

## 6 基本計画・まちづくり事業計画

- ①コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり(コミュニティ)
  - ・地区コミュニティ協議会の設置 ・地区振興計画の策定支援 ・コミュニティ活動支援 ・市民参画の推進 ・地区コミュニティセンターの機能強化一等
- ②健康とともに支え合うまちづくり(保健福祉)
  - ・健康づくり運動推進計画策定事業 ・離島緊急搬送体制整備事業 ・国民健康保険など社会保障の充実 ・地域福祉活動の推進 ・公共施設のユニバーサルデザイン化 ・高齢者福祉の充実 ・子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実一等
- ③地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり(教育文化)
  - ・生涯学習推進体制の構築 ・生涯学習ネットワークの形成 ・生涯学習関連施設の整備 ・青少年の健全育成 ・スポーツの振興 ・人権の尊重 ・幼児・学校教育の充実 ・文化活動の推進 ・歴史・文化資源のネットワーク化 ・国際交流の推進 ・国内・地域間交流の推進一等
- ④誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり(生活環境)
  - ・防災情報システム整備事業 ・危機管理センター整備事業 ・消防通信施設整備事業 ・消防・救急体制の充実 ・新エネルギー推進事業 ・葬斎場・墓地環境の整備 ・資源ごみ分別収集・リサイクルの推進 ・汚泥再生処理センター建設事業 ・簡易水道の整備充実 ・温泉施設の整備と適正な維持管理一等
- ⑤地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり(産業振興)
  - ・地産地消の推進 ・農業公社の設立 ・新市ブランド形成事業 ・体験学習・交流推進事業 ・林業経営の高度化 ・水産加工の高度化 ・TMO運営支援事業 ・イベント・コンベンション誘致促進事業 ・フィルムコミッション事業 ・タラソテラピー施設整備事業 ・温泉街活性化事業一等
- ⑥都市力を創生するまちづくり(社会基盤)
  - ・住環境の整備 ・公園緑地の整備 ・蘭牟田瀬戸架橋建設促進事業 ・コミュニティバス運行事業 ・親水施設整備事業 ・中国・韓国・東南アジアとの定期航路開設促進一等
- ⑦みんなで進める市民参画のまちづくり(市民参画)
  - ・情報公開制度充実事業 ・まちづくり交流センター運営事業 ・男女共同参画条例策定事業 行政評価制度運営事業 ・電子自治体の構築一等

- 調整方針は協議中であり、今後変更される場合があります。
- ◆障害者福祉事業の調整方針(案)**
- 障害者福祉事業については、国等の制度に基づき実施している事業は、引き続き推進するとともに、障害者の自立と社会参加にかかる事業等は、統合又は再編し充実を図るものとする。
- 個別調整方針案については、次のとおりとする。
- 一、現行のまま新市へ引き継ぐ。
    - ① 障害児育成会補助
    - ② 身体障害者・知的障害者相談
    - ③ 成年後見制度利用支援事業
  - 二、川内市の例により合併時までに調整し、新市と同時に施行する。
    - ① 障害者保健指導
    - ② 手話奉仕員派遣
    - ③ 手話奉仕員養成事業
    - ④ 身体障害者自動車運転免許取得費助成
    - ⑤ 身体障害者用自動車改造費助成
    - ⑥ 点字、声の広報等発行事業
    - ⑦ 障害児デイサービス事業
    - ⑧ 朗読奉仕員養成事業
  - 三、合併時に、新たに制度等を制定する。
    - ① 福祉巡回バス運行事業
    - ② 福祉タクシー助成事業
  - 四、新市に移行後、速やかに調整する。
    - ① 障害者団体の育成
  - 五、新市に移行後も当分の間現行のとお

- りとし、随時調整する。
- ① 身体障害者スポーツ大会
- ② 心身障害者ふれあいの集い
- 《協定項目の要旨・留意点》
- 障害者生活支援事業、障害者手当等については、基本的に現状のサービスを低下させないように、新市発足時に制度等を統一します。
- 市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整します。
- ※「身体障害者自動車運転免許取得費助成」の場合
- 身体障害者の自動車運転免許の取得に要する直接費用の三分の二以内、十万円を限度に助成するもので、現在、川内市のみで実施しています。障害者の社会参加促進のために存続が望ましいとして、新市では川内市の制度を基本に調整し、新市全域で実施することとします。
- ◆高齢者福祉事業の調整方針(案)**
- 高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は、引き続き推進するものとし、一つの団体のみ実施している事業については、従来の実績を考慮して制度の目的が効果的に機能するように調整する。
- 個別調整方針案については、次のとおりとする。

## 事務事業一元化関係提案

一、現行のまま新市へ引き継ぐ。

① 老人保護措置事業

② シルバー人材センター事業

③ 在宅介護訪問指導

④ さざらし会館管理運営事務

二、川内市の例により合併時までに調整し、新市と同時に施行する。

① 老人クラブ活動補助

② 地域ケア推進事業

三、入来町の例により合併時までに調整し、新市と同時に施行する。

① 移送費助成事業

四、合併時に、新たに制度等を制定する。

① ホームヘルプサービス事業

② 生きがいデイサービス事業

③ ねたきり老人介護手当支給事業

④ 高齢者生活福祉センター運営委託事業

⑤ 高齢者福祉施設管理

⑥ 敬老事業

⑦ 住宅改造費助成事業

⑧ 高齢者はり・きゆう・マッサージ等施術料助成事業

⑨ 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

五、新市に移行後、速やかに調整する。

① 高齢者拠点及びサービス

② 独居老人声かけ事業

③ 高齢者ふれあいサロン事業

六、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

① 生きがい活動支援通所事業（事業運営）

② いきいき百歳の店運営事業

③ 配食サービス

④ 老人健康教育事業

⑤ 緊急通報システム  
七、廃止の方向で調整する。

① 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

② 金婚式

③ 独居老人給食サービス事業

④ 福祉機器・用具の貸し出し

《協定項目の要旨・留意点》

介護予防生活支援事業、福祉サービス業務等については、基本的に現状のサービスを低下させないように、新市発足時に制度等を統一します。

市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整します。

※「ねたきり老人介護手当支給事業」の場合

在宅のねたきり老人や重度痴呆老人を介護している人に介護手当を支給し、介護者の労をねぎらうとともに要介護老人の福祉増進を図ろうと九市町村とも実施しています。支給額（月額三千元～八千元）や支給対象者が市町村により異なるため、合併までに制度を統一し、新市全域で実施することとします。

### ◆地方税の取扱いに ついての調整方針（案）

地方税の取扱いについて、合併年度は一市四町四村の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。

関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり調整する。

一、個人市民税の均等割については、標準税率（二千五百円）を採用する。

ただし、市町村の合併の特例に関する法律第一〇条の規定により、合併年度に続く三年度間は現行の税率を適用する。

納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限、月末とする方向で調整する。

減免については、川内市の例による。

法人市民税の法人税割の税率は、川内市の例により制限税率（一四・七％）を採用する。ただし市町村の合併の特例に関する法律第一〇条の規定により、合併年度に続く三年度間は現行の税率を適用する。

固定資産税の税率については現行のとおり（一・四％）とする。

減免については、川内市の例により調整する。ただし、減免に関する規定については、合併までに調整する。

納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。

特別土地保有税については、川内市、樋脇町、入来町の例により調整する。

五、鉱産税は、入来町の例により調整する。

六、軽自動車税の税率は、川内市、東郷町の例により調整する。

納期については、川内市の例により調整する。ただし、納期限は、月末とする方向で調整する。

減免、課税免除については、川内市の例により調整する。

非課税の範囲については、地方税法

第四三條によるものとする。

七、市町村たばこ税については、現行のとおりとする。

八、入湯税については、川内市、樋脇町、入来町、祁答院町（百円）の例により調整する。

課税免除については、合併までに調整する。

入湯税の充当については、新市において平成十七年度分から調整する。

九、納税組合及び納税嘱託員制度については、廃止の方向で調整する。

納税組合奨励金及び補助金、納税嘱託員委託料については、新市自治組織への補助制度で調整する。

十、個人町（村）民税、固定資産税の納期前納付報奨金については、廃止の方向で調整する。

十一、口座振替については、川内市の例により調整し、取扱い金融機関については、合併までに総合的に調整する。

十二、納付書の発送方法に差異のあるものについては、郵送を基本にして合併までに総合的に調整する。

《協定項目の要旨・留意点》

各市町村で課税している税目や税率、納期等が異なっている場合、統一する必要があります。

ただし、合併後直ちに合併市町村の全域にわたって均一課税することで、著しく衡平を欠くと認められる場合は、合併が行われた日に属する年度及びこれに続く五年間に限り、不均一課税を行うことができるようになります。

《調整方針(案)では主な税目の税額・税率はこうなります》

科 目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里 村	上飯村	下飯村	鹿島村
個人市民税 均 等 割	現 行	2,500円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	合併後	平成20年度から2,500円に統一することとしています。							
法人市民税 法人税額割	現 行	14.7%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%
	合併後	平成20年度から14.7%に統一することとしています。							
入 湯 税	現 行	100円	100円	100円	150円	100円	150円	—	—
	合併後	平成17年度から100円に統一することとしています。(3村は鉱泉浴場なし)							

※他の税については、これまでと変わりません。

◆補助金、交付金等の取扱いについての調整方針(案)

補助金、交付金等については、これまでの経緯、実績等に配慮しつつ、関係団体の理解と協力を得て、次のとおり調整するものとする。

①同一あるいは同種の補助金等については、原則として統合する。

②独自の補助金等については、他の補助金等との均衡を考慮しながら、必要性や内容等を調整する。

③整理統合できる補助金等については、統合、廃止する。

なお、新市においても、公共的な必要性・公平性・有効性等の観点から、引き続き見直しを行う。

《協定項目の要旨・留意点》  
これまでの経緯、実情等を十分把握し、新市の振興にどのように役立てていくかを明確にし、財政状況等にも考慮しながら調整する必要があります。

※個別調整方針案例

- ① 「廃品回収補助金」は合併時に入来町の制度に統一します。「県民体育大会出場補助金」は合併時に川内市の制度に統一します。
- ② 「定住対策補助金」は新市において新たな定住促進対策を展開していきます。「夏まつり・花火大会補助金」は新市移行後も当分の間現行のとおりとし3年以内を目処に調整していきます。
- ③ 「生活環境整備事業等補助金」「駅伝強化費補助金」は廃止。他補助金との統合(含む)の方向で調整に努めることとします。

「使用料、手数料の取扱い」

調整方針案など提案

第2回法定合併協議会(7月24日)

提 案 事 項

調整方針は協議中であり、今後変更される場合があります。

◆使用料、手数料等の取扱いについての調整方針(案)

使用料については、住民の一体性の確保、住民負担に配慮し、次のとおり取扱うものとする。

①固有の施設については、当面現行のとおりとする。

②同一又は類似の施設については、可能な限り統一に努める。

③差異の著しいもの、事情により調整に期間を要するものは、合併後に随時調整する。ただし、その期間は三年以内を目途とする。

手数料については、受益者負担の公平性に基づき、合併時までに現行単価を基準として統一に努めるものとする。

◆公共的団体等の取扱いについての調整方針(案)

【関係市町村の団体等】  
関係市町村内にある公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重



祁答院町内で開かれた法定協第2回会議

川薩地区法定合併協議会の第二回会議は七月二十四日、祁答院町内で開かれ、「条例、規則等の取扱い」「電算システム事業」調整方針案二件を承認。「新市名称の公募方法等」「新市名称候補選定基準等」二件を継続審査としました。また、「使用料、手数料の取扱い」「公共的団体の取扱い」「上下水道事業の取扱い」調整方針案三件が提案され、関係市町村に持ち帰って協議した後、九月二十五日開催予定の第六回会議で審議されます。

会議の冒頭、新委員として東郷町議会議長の北迫茂、副議長の古里貞義の両氏に委嘱場が森早朗会長から手渡されました。

## 《住民窓口における手数料比較》

単位：円

種 別	単区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
戸籍の謄抄本交付	1通	450	450	450	450	450	450	450	450	450
除籍の謄抄本交付	1通	750	750	750	750	750	750	750	750	750
住民票の写しの交付	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200
住民票の閲覧	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200
印鑑証明	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200
印鑑登録証再交付	1件	200	400	400	400	400	200			
身分又は本籍住所に関する証明	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200

※調整方針案では、合併時（平成16年10月12日）から、川内市の手数料に統一することになります。

## 《公営住宅使用料比較》

	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
団 地 数	43	11	15	13	7	6	6	15	3
戸 数	1,362	149	193	176	93	39	57	94	41
月額使用料 (最低額、円)	500	2,700	2,500	2,900	1,700	5,400	5,400	7,600	9,500
月額使用料 (最高額、円)	49,400	36,800	40,800	28,000	26,300	21,700	28,000	66,700	21,100

※調整方針案では、構成市町村で使用料算出の基礎係数等に違いがありますので、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年以内を目処に基礎係数等の検討を行い調整していくこととなります。

しながら統合整備に努めるものとする。  
①複数の市町村内で共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。  
②①の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合す

るよう調整に努めるものとする。  
③①の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。  
④①②③以外は、現行のとおりとする。  
⑤ただし、整理できる団体は、廃止の方

### 一、水道事業

#### ◇上・下水道事業の取扱いについての調整方針（案）

#### 1 上水道事業・簡易水道事業について

向て調整に努めるものとする。  
※「公共的団体等は、合併市町村の一体制の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない」と努力義務が定められています。  
また、社会福祉協議会は1又は2以上の市町村に置かれると規定されており、統合を行う必要があります。商工会議所・商工会の地区は、原則として市の区域であるが定款変更や解散までの間は、従前の区域とされています。  
【関係市町村外の団体等】  
関係市町村外にある公共的団体等の取扱いについては、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し調整に努めるものとする。  
①複数の関係市町村で共通の目的を有し加入している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。  
②①の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。  
③①の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。  
④①②③以外は、新市においても現行のとおり加入するものとする。  
⑤ただし、整理できる団体は、脱退の方

は、現行のまま新市に引き継ぎ、会計については、新市に移行後三年以内を目途に、随時調整し、企業債については、現行のまま新市に引き継ぐ。  
2 水道料金及び検針  
①上水道と簡易水道の料金については、合併後三年以内の早い時期に統一できるよう調整し、料金体系については、「口径別」とする。  
②検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、三年を目途に随時調整する。  
③メーター使用料については、廃止の方

### 二、下水道事業

向て調整することとし、業務内容は、現行のまま新市に引き継ぐ。  
(以下略)  
1 下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において料金統一の基本方針を定め、従量制による料金体系を構築する。  
2 負担金等事務  
①負担金額及び取扱いに格差があるため、各市町村の現事業が終了するまで現行どおりとし、新市において新事業の計画と共に調整する。  
②納付方法については、下水道事業負担金及び農業集落排水事業の負担金額及び納付方法が類似しているため、合併までに統一する方向で調整する。  
③口座振替については、電算システムの統合と調整しながら平成十七年四月から口座振替ができるよう調整する。



- ④ 猶予基準・減免基準については、合併までに統一する。
- ③ 下水道整備計画と認可及び財政計画
- ② 下水道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ① 下水道事業の計画と認可については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ③ 事業及び財政計画の事務事業は、現行のまま新市に引き継ぎ、入来町の大馬越地区及び入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合は、借人の償還が終了するまで存続させる方向で調整する。

### 三、温泉事業

- 1 温泉事業については、新市に移行後会計・経理を一本化し、新たに制度を制定する。
  - 2 検針及び料金
  - ① 検針については、合併時に、樋脇町の例により調整する。
  - ② 公衆浴場料金については、新市に移行後統一した料金とする。
  - ③ 分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、三年以内を目途に調整する。
  - ④ 賦課徴収については、合併時に、新たな制度等を制定する。
  - 3 量水器については、合併時に、樋脇町の例により調整する。
  - 4 工事負担金及び検査
  - ① 工事負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。
  - ② 工事検査については、合併時に、新たな制度等を制定する。
- (以下略)

## 《上水道・簡易水道料金試算での比較》

条件：一般家庭でメーター器の口径13mm、月30㎡使用した時 単位：円

	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	平均
基本料金	600	1,550	1,120	980	720	600	500	930	600	844
従重(超過)料金	3,100	3,000	2,200	3,700	2,150	3,240	3,240	2,500	3,420	2,950
メーター使用料							80	100	80	
合計(消費税込)	3,700	4,770	3,480	4,680	3,010	4,030	4,007	3,530	4,300	3,945

※上水道・簡易水道料金については、構成する市町村で料金に格差があります。そのため料金統一については、収支バランス等考慮しながら新市に移行後3年以内の早い時期に統一できるように調整します。なお、料金体系については、合併後に「口径別」に統一することとしています。



### ●今後の法定合併協議会開催予定

- ◆ 第五回法定合併協議会  
九月十一日(木)午後二時半から  
川内市 ホテル太陽パレス
  - ◆ 第六回法定合併協議会  
九月二十五日(木)午後一時半から  
祁答院町 いこいの村いむた池
- ※会議は都合により変更される場合があります。事前に事務局にお問い合わせください。

### ●協議会は傍聴できます

法定合併協議会の会議は住民の方も傍聴できます。定員は三十名。会場の都合で定員数が増減されることもあります。傍聴希望の方は、所定の傍聴届に住所及び氏名を

記入し、会場で協議会事務局に提出、傍聴証の交付を受けてください。傍聴証は会議開催予定時刻の十五分前から先着順に交付。傍聴希望者が定員を超える場合はくじ引きで選ぶこととなります。

### ●最新情報をホームページで

川薩地区の市町村合併に関する最新情報を掲載したホームページを開設しています。住民の皆さんのご意見やお問い合わせにも利用できます。同ホームページから子供向けホームページ「せんさつキッズ」にもアクセスできます。楽しいパズルやクイズなどもあります。

<http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp/>

## 《合併問題Q&A》

Q 合併すると中心部だけが良くなって周辺部は寂れてしまうのでは？  
A 関係市町村において、これまで住民生活を支えてきた生活・産業基盤を生かしながら、道路整備やコミュニティバス運行事業など道路・交通ネットワークの形成、定住対策や地域情報化を進め、各地域の均衡ある発展に努めることとして

Q 住民の声が届きにくくなるのではないですか？  
A 各支所に地域づくりや自治活動担当課を配置するとともに、新市内の地区・地区・小学校区ごとに「地区コミュニティ協議会」を設置していただき、地区単位の課題や問題点を話し合いながら、その課題解決のために行政(新市)と連携できる仕組みづくりに取り組まします。

# 合併協定項目の協議順

※本協議会区分及び協議順は、予定であり今後の調整協議により変更される場合があります。

(平成15年8月12日現在)

合併協定項目		提 案		確認(予定)		協 議 状 況
		協議会	月 日	協議会	月 日	
1	合 併 の 方 式	第1回	7/10	第1回	7/10	確認済
2	合 併 の 期 日					確認済
3	新市の事務所の位置					確認済
4	条例、規則等の取扱い	第1回	7/10	第2回	7/24	確認済
5	電 算 シ ス テ ム					確認済
6	新市まちづくり計画	第3回	8/12	第11回	12/24	協議中
7	使用料、手数料等の取扱い	第2回	7/24	第6回	9/25	持ち帰り協議中
8	公共的団体等の取扱い					持ち帰り協議中
9	上・下水道事業					持ち帰り協議中
10	地方税の取扱い	第3回	8/12	第6回	9/25	持ち帰り協議中
11	補助金、交付金等の取扱い					持ち帰り協議中
12	障害者福祉事業					持ち帰り協議中
13	高齢者福祉事業					持ち帰り協議中
14	財産の取扱い	第4回	8/28	第8回	10/24	
15	事務組織及び機構の取扱い					
16	国民健康保険事業の取扱い					
17	介護保険事業の取扱い					
18	児童福祉事業					
19	町名・字名の取扱い	第5回	9/11	第8回	10/24	
20	自治会・行政連絡機構の取扱い					
21	窓 口 業 務					
22	保 健 衛 生 事 業					
23	環 境 衛 生 事 業	第6回	9/25	第10回	11/27	
24	一部事務組合等の取扱い					
25	慣 行 の 取 扱 い					
26	消 防 団 の 取 扱 い					
27	男 女 共 同 参 画 事 業					
28	広 報 広 聴 関 係 事 業	第7回	10/8	第10回	11/27	
29	消 防 防 災 関 係 事 業					
30	議会議員の定数及び任期の取扱い					
31	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第8回	10/24	第11回	12/24	
32	姉妹都市・国際交流事業					
33	農 林 水 産 関 係 事 業					
34	情 報 公 開 制 度					
35	交 通 関 係 事 業	第9回	11/13	第11回	12/24	
36	商 工 ・ 観 光 関 係 事 業					
37	建 設 関 係 事 業					
38	学 校 教 育 事 業					
39	コ ミ ュ ニ テ ィ 施 策					
40	社 会 教 育 事 業	第10回	11/27			
41	一般職の職員の身分の取扱い					
42	特別職の身分の取扱い	第9回	11/13	第11回	12/24	
43	生 活 保 護 事 業					
44	そ の 他 の 福 祉 事 業					
45	そ の 他 事 業	第10回	11/27			
46	新 市 の 名 称					

8/25～9/25 公募